

一般社団法人日本海洋アカデミー

定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本海洋アカデミーと称する。

なお、英文では、JAPAN OCEAN ACADEMY と表示する。

(目 的)

第2条 当法人は、子どもたちを中心に、海への関心を高めるとともに、海と係る行動へとつなげるための活動、大学などの教育機関や自治体との連携により海や船に関する啓蒙活動を行う。海に親しむ機会のなくなってしまう大人や子供に、海で安全に遊ぶための知識、海の楽しさを教え、青少年の健全な育成に貢献することを目的とする。

② 当法人は、前項の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 青少年の健全な育成を図る活動
- (2) マリンスポーツの普及及び競技会等の開催
- (3) マリンスポーツの指導及び指導者の育成
- (4) 海辺の自然環境の保全及び啓蒙
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を神奈川県三浦市に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会 員

(法人の構成員)

第5条 当法人は、次の会員で構成し、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人又は法人
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者のうちから理事会において推薦された個人又は法人

(入 会)

第6条 当法人の正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、当法人所定の入会申込書により申し込み、会長の承認を得なければならない。その承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(経費等の負担)

第7条 正会員及び賛助会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- ② 正会員及び賛助会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。本条の入会金及び会費は、一般法人法第27条に規定する経費とする。
- ③ 名誉会員は、入会金及び会費を納入することを要しない。
- ④ 納入された入会金及び会費並びに諸経費は、一切返戻されない。

(任意退会)

第8条 会員は、当法人所定の退会届出を提出することによりいつでも退会することができる。ただし、退会の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 当法人の会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 個人会員が成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (2) 個人会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は法人会員が解散したとき
- (3) 会費を2年以上継続して滞納したとき
- (4) 総社員の同意の決議がなされたとき

(会員名簿)

第11条 当法人は、会員の氏名及び住所を記載した「会員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

「会員名簿」をもって一般法人法第31条に規定する社員名簿とする。

② この法人の会員に対する通知又は催告は、「会員名簿」に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 当法人の社員総会は、正会員であるすべての社員をもって構成する。

(開催)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定に基づき会長が招集する。ただし、すべての社員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集を省略することができる。

② 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、各社員に対して書面又は電磁的方法により招集通知を発するものとする。

③ 総社員の議決権の5分の1以上を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故又は支障があるときは、その社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議の方法)

第17条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

② 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 役員

(役員)

第20条 当法人に、理事1名以上7名以内を置く。

(役員資格)

第21条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者の中から選任することができる。

(役員選任)

第22条 当法人の理事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第23条 当法人に会長1名を置く。会長は、一般法人法上の代表理事とする。

② 当法人に理事が2名以上いるときは、理事の互選により代表理事1名を選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより職務を執行する。

② 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより当法人を代表し、その業務を執行する。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(役員解任)

第26条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任免除)

第29条 当法人は、理事の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合、社員総会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 基金

(基金の拠出等)

第30条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- ② 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- ③ 基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第6章 計算

(事業年度)

第31条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第32条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、直近の社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第33条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 貸借対照表
 - (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- ② 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第34条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解 散)

第35条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

第8章 事務局

(設置等)

第36条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- ② 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- ③ 事務局長及び重要な職員の任免は、会長が行う。
- ④ 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、社員総会の決議により、会長が別に定める。

第9章 附 則

(最初の事業年度)

第37条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成28年12月31日までとする。

(設立時役員)

第38条 当法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 渡邊 昇

設立時代表理事(会長) 渡邊 昇

(設立時正会員の氏名及び住所)

第39条 当法人の設立時正会員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 東京都港区南麻布四丁目9番34-505号

設立時社員 渡邊 昇

住 所 東京都目黒区中目黒二丁目1番23-408号

設立時社員 小林 昭雄

(定款に定めのない事項)

第40条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人日本海洋アカデミー設立のため、設立時社員 渡邊 昇 他1名の定款作成代理人柿沼一枝は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成28年10月12日

設立時社員 渡 邊 昇

設立時社員 小 林 昭 雄

上記設立時社員の定款作成代理人

東京都中央区日本橋二丁目16番3号 18山京ビル804

行政書士 柿 沼 一 枝